

福岡市公報

令和7年9月1日 第7173号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市市民福祉プラザ条例施行規則の一部改正(第78号)	1
○福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則の一部改正(第79号)	2

規則

福岡市市民福祉プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第78号

福岡市市民福祉プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市市民福祉プラザ条例施行規則(平成9年福岡市規則第156号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

- (2) ホール及び交流ひろばの許可利用者が専用利用しようとする日の3月前までに市民福祉プラザ施設利用取り止め届を提出し、又は公共施設案内・予約システムにより専用利用の取り止めに申し出たとき 当該使用料の全額
- (3) 会議室等(ホール及び交流ひろばを除く。)の許可利用者が専用利用しようとする日の10日前までに市民福祉プラザ施設利用取り止め届を提出し、又は公共施設案内・予約システムにより専用利用の取り止めに申し出たとき 当該使用料の全額
- (4) 会議室等(ホール及び交流ひろばを除く。)の許可利用者が専用利用しようとする日の5日前までに市民福祉プラザ施設利用取り止め届を提出し、又は公共施設案内・予約システムにより専用利用の取り止めに申し出たとき(前号に掲げる場合を除く。) 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第79号

福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則（平成 6 年福岡市規則第130号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 5 号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「（以下「療育手帳等」という。）」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、健康づくりサポートセンター施設利用減免申請書により市長に申請しなければならない。

第17条を次のように改める。

（駐車場使用料の減免）

第17条 条例第 8 条第 1 項第 3 号に規定する使用料に係る条例第10条の規定による減免は、次の各号のいずれかに該当する自動車による利用の場合に、その全額について行うものとする。

- (1) 本市の公用自動車
- (2) 本市が主催し、共催し、又は後援する事業のために使用する自動車
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車
- (4) 心身障がい者が運転し、又は同乗する自動車
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する自動車

2 前項第 4 号の規定による駐車場使用料の免除を受けようとする者は、療育手帳等をセンターの管理の業務に従事する者に提示しなければならない。

第28条中「並びに第17条第 1 項及び第 2 項」を「及び第16条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。